

平成30年度子ども・子育て支援施策(次世代育成支援行動計画)の状況について

進捗状況評価基準

A:予定通り(予定以上に)進捗している。 B:遅れている。 C:取組みが進んでおらず、成果はなかった。 D:廃止・組織え

令和元年7月25日(木)
第6回子ども・子育て会議 資料④-2

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方 針	④実 績				⑤進捗 状況評 価	⑥H30年度の目標	⑦実施に当たった課題	⑧今後の方針(第二期計画)								
						項 目	27年度	28年度	29年度					30年度							
I : 子どもの生きる力を育成します	1.遊戯場・子どもの居場所づくり	1.児童館事業	子育て支援課	子どもへ健全な遊びを提供するとともに、健康の増進や情操を豊かにするための拠点施設として事業を行う。	遊びの拠点と居場所を提供し、さまざまな活動に自発的に取り組めるよう支援します。また、指定管理者制度を導入したことから、効率的で、充実したサービスの提供に努めます。	実施か所数/か所	2	2	2	2	A	昨年度に引き続き、人気講座を多く実施したり、工夫あふれる行事を実施することによって利用者増に努める。	施設の老朽化による事業継続の不安(建替え問題等)	遊びの拠点と居場所を提供し、さまざまな活動に自発的に取り組めるよう支援します。施設については、必要な施設の修繕等を行います。							
						利用者計/人	40,873	45,525	46,199	46,366											
	人権課	子どもへ健全な遊びを提供するとともに、健康の増進や情操を豊かにするための拠点施設として事業を行う。	遊びの拠点と居場所を提供し、さまざまな活動に自発的に取り組めるよう支援します。また、指定管理者制度を導入したことから、効率的で、充実したサービスの提供に努めます。	実施か所数/か所	4	4	4	4	A	方針と同様	施設及び遊具の老朽化が進んでおり、安全上使用禁止としている遊具もある等、ハード面での対応を検討する必要がある。	新たな利用者の掘り起こしを行い、利用者の拡大を図る。	施設及び遊具の老朽化が進んでおり、安全上使用禁止としている遊具もある等、ハード面での対応を検討する必要がある。利用者も、幅広い人知ってもらい、利用者の拡大を図る必要がある。	遊びの拠点と居場所を提供し、さまざまな活動に自発的に取り組めるよう支援します。施設のあり方について、調査検討を行い、必要施設や遊具等の修繕や撤去等を行います。							
				利用者計/人	6,626	17,275	18,259	17,742													
	2.遊び場の整備	都市計画課	公園や遊び場の遊具などの安全点検や安全基準に適合した整備を実施する。	継続して遊具改修を実施し、地域における子どもの遊び場(児童公園など)の適切な維持管理に努めます。	実施か所数/か所	2	2	2	2	A	方針と同様	現在は補助金を活用して整備を行っており、財源確保が課題である。	遊具改修など、今後とも適切な維持管理に努めます。								
					都市計画課	地域に遊び場が少ない子どものために土地所有者の善意によって空き地が開放された場合には、安全に遊べる空間となるよう支援する。	管理者の確保に努め、継続して公園の維持管理を行います。	実施か所数/か所	12					11	5	5	A	方針と同様	開発による公園の寄付もあり、子どもの遊び場の確保については特に課題はない。	今後とも子どもの遊び場の確保に努めます。	
	3.地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所(園)などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う。	子育て情報の提供及び助言を行うため、ひろばの存在や活動について、引き続き、広報・周知を行うなど、利用者支援事業と連携して子育て家庭への支援機能を強化していきます。	実施か所数/か所	4	4	4	4	A	子育て情報の提供及び助言を行うため、ひろばの存在や活動について、引き続き、広報・周知を行うなど、利用者支援事業と連携して、子育て家庭への支援機能を強化していく。	施設ごとの特色をいかし、利用者にとっての情報の提供、支援が必要となる。	子育て情報の提供及び助言を行うため、ひろばの存在や活動について、引き続き、広報・周知を行うなど、利用者支援事業と連携して子育て家庭への支援機能を強化していきます。								
					利用者計/人	21,919	21,638	28,224	26,263												
					子ども(対象児)/人	11,155	10,621	13,702	13,176												
		幼児運営課	地域での子育て支援の場として、認知度が高まってきているので更なる質の充実に努めます。	地域での子育て支援の場として、認知度が高まってきているので更なる質の充実に努めます。	地域での子育て支援の場として、認知度が高まってきているので更なる質の充実に努めます。	実施か所数/か所	6	6	6	6	A	乳児期においては、保護者の愛情をもって育むことも重要と言われているため、家庭保育の推進の観点からも支援センターの利用をPRしていく必要がある。	家庭保育の充実に向け、引き続き、子育て情報の提供や助言を行っていく必要がある。	地域での子育て支援の場として、多様なニーズに応えられるよう、更なる質の充実に努めます。							
利用者計/人						18,894	20,484	17,761	23,320												
子ども(対象児)/人						10,103	10,802	9,542	11,848												
4.子ども会活動等の団体活動	市民活動推進課	異年齢とふれあい、さまざまな体験ができる子どもの居場所づくりに努める。	地域の団体やNPOなどと連携して、さまざまな子どもの団体活動を推進します。	実施回数/回(参加者数/人)	3(326)	6(640)	4(504)	5(406)	A	参加者数が増加するよう、居場所づくりとして参加しやすい活動を企画する。	子ども会組織が困難な地域の子どもの活動の場の提供。	少年団や子ども会が連携して、子ども達の活動の場や居場所作りの場を増やしていきます。									
				東中学校区/教室(子ども教室か所数/か所)	5(3)	7(3)	8(3)	8(3)													
				西中学校区/教室(子ども教室か所数/か所)	5(1)	7(1)	7(1)	7(1)													
2.総合的な放課後児童対策	1.放課後子ども総合プランの推進	教育総務課	地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため「青い鳥教室」の充実と「放課後子ども教室」の拡大に努め、両事業を連携して実施する整備体制を検討する。	「青い鳥教室」の充実を図るとともに、「放課後子ども教室」の拡大に努めます。また、「青い鳥教室」と「放課後子ども教室」の交流ができるよう、両事業の関係者が情報共有し、連携して実施する体制整備を検討するとともに、一体型の「青い鳥教室」と「放課後子ども教室」を平成31年度までに1か所整備することを目指します。	青い鳥実施か所数/教室(子ども教室か所数/か所)	23(7)	30(7)	31(7)	31(8)	A	①「青い鳥教室」の充実 ②「放課後子ども教室」未設置校区に新規開設 ③「青い鳥教室」と「放課後子ども教室」の連携事業の拡大	①在籍児童数が増加傾向にある中で、その傾向が顕著な校区には、適切な施設整備等の措置を行う必要がある。 ②全小学校区での実施を目指しているが、シルバー世代の就労率の増加等の理由から、地域の担い手が不足しており、人材の発掘に苦慮している。 ③両事業の支援員間で話し合う時間や、当日の活動場所の確保が必要である。	①今後の児童数の推移を算定し、必要な施設整備を行います。 ②実施校区拡大を目指します。 ③各教室の代表者への周知等により、実施教室数を増やしていきます。連携事業の実施教室のうち、活動場所が、青い鳥教室のある小学校に隣接している教室については、両事業の関係者間での連携を強め、協議会を設置することで、一体的に実施します。								
					東中学校区/教室(子ども教室か所数/か所)	5(3)	7(3)	8(3)	8(3)												
					西中学校区/教室(子ども教室か所数/か所)	5(1)	7(1)	7(1)	7(1)												
					南中学校区/教室(子ども教室か所数/か所)	6(1)	8(1)	8(1)	8(1)												
					綾歌中学校区/教室(子ども教室か所数/か所)	3(0)	4(0)	4(0)	4(1)												
					飯山中学校区/教室(子ども教室か所数/か所)	4(2)	4(2)	4(2)	4(2)												
					3.いじめ・不登校等心の相談	1.いじめ・不登校等心の相談	学校教育課	教師による子どもへの日常的な声かけや教育相談週間の設定などにより、子どもの不安や悩みを教師が寄り添えるよう努める。また、学校教育サポート室のカウンセラーを派遣したり、県と協力して全市立小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。	児童・生徒の心のサインを見逃さず、いじめや不登校に対して早期に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーや臨床心理士などによる相談体制の充実を図ります。					教師による日常的な声かけや教育相談週間の定着により、悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーを市立全小・中学校に配置するとともに、学校教育サポート室のカウンセラーが定期的に校区を巡回して、相談活動を行うことができた。	教師による日常的な声かけや教育相談週間の定着により、悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーを各校で積極的に活用し、相談活動の充実を図ることができた。	教師による日常的な声かけや教育相談週間の定着により、悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーを各校で積極的に活用し、相談活動の充実を図ることができた。	教師による日常的な声かけや教育相談週間の定着により、悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーを各校で積極的に活用し、相談活動の充実を図ることができた。	A	方針と同様	児童相談所等、関係機関との連携。	児童・生徒の心のサインを見逃さず、いじめや不登校に対して早期に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる相談・支援体制の充実を図ります。
														不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、心を通すとともに、遊びを通して友達や指導員とのコミュニケーションを図り、学級担任との人間関係を深め、学校復帰ができるよう努めます。	不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、心を通すとともに、遊びを通して友達や指導員とのコミュニケーションを図り、学級担任との人間関係を深め、学校復帰が出来るよう努めます。	不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、心を通すとともに、遊びを通して友達や指導員とのコミュニケーションを図り、学級担任との人間関係を深め、学校復帰が出来るよう努めます。	不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、心を通すとともに、遊びを通して友達や指導員とのコミュニケーションを図り、学級担任との人間関係を深め、学校復帰が出来るよう努めます。				
														いじめ等の被害に遭った子どもの精神的な立ち直りを支援するため、各校に配置されているスクールカウンセラーを派遣し、全教職員の共通理解のもと児童・生徒を支える体制づくりを行う。	いじめ等の被害に遭った子どもの精神的な立ち直りを支援するため、各校に配置されているスクールカウンセラーを派遣し、全教職員の共通理解のもと児童・生徒を支える体制づくりを行います。	子どもの支援に向けたケース会などに学校教育サポート室のカウンセラーを派遣して、チーム学校としての支援体制づくりや教職員の共通理解について、専門的な見地から指導・助言を行った。	子どもの支援に向けたケース会などに学校教育サポート室のカウンセラーを派遣して、チーム学校としての支援体制づくりや教職員の共通理解について、専門的な見地から指導・助言を行った。				
														問題を抱えた児童・生徒に対し、専門的な立場から家庭へ働きかけたり、関係機関と連携を図るなど、多様な手段を用いて問題解決に努める。	学校教育サポート室所属のスクールソーシャルワーカーを2名に増員し、拠点校方式で中学校2校に配置することにより、迅速な対応が出来るようになります。	学校教育サポート室に市のスクールソーシャルワーカー1名を常駐し、学校からの要望に対して相談活動や保護者対応、関係機関との連携を行ったが、支援要請の重なりなどで対応に時間がかかる場合があった。	学校教育サポート室所属のスクールソーシャルワーカーを2名に増員し、拠点校方式で中学校2校に配置することにより、不登校生徒への家庭訪問など、迅速な対応ができた。				
4.スクールソーシャルワーカー	1.いじめ・不登校等心の相談	学校教育課	問題を抱えた児童・生徒に対し、専門的な立場から家庭へ働きかけたり、関係機関と連携を図るなど、多様な手段を用いて問題解決に努める。	学校教育サポート室所属のスクールソーシャルワーカーを2名に増員し、拠点校方式で中学校2校に配置することにより、迅速な対応が出来るようになります。	不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、心を通すとともに、遊びを通して友達や指導員とのコミュニケーションを図り、学級担任との人間関係を深め、学校復帰が出来るよう努めます。	不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、心を通すとともに、遊びを通して友達や指導員とのコミュニケーションを図り、学級担任との人間関係を深め、学校復帰が出来るよう努めます。	不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、心を通すとともに、遊びを通して友達や指導員とのコミュニケーションを図り、学級担任との人間関係を深め、学校復帰が出来るよう努めます。	不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、心を通すとともに、遊びを通して友達や指導員とのコミュニケーションを図り、学級担任との人間関係を深め、学校復帰が出来るよう努めます。	A	方針と同様 スクールソーシャルワーカーの勤務日数増加。	スクールソーシャルワーカーの人的および活用時間の確保。	スクールソーシャルワーカーの活用を促進し、関係機関との連携を強化することで、児童・生徒を取り巻く様々な問題に対し、迅速な対応が出来るようになります。									
					いじめ等の被害に遭った子どもの精神的な立ち直りを支援するため、各校に配置されているスクールカウンセラーを派遣し、全教職員の共通理解のもと児童・生徒を支える体制づくりを行う。	いじめ等の被害に遭った子どもの精神的な立ち直りを支援するため、各校に配置されているスクールカウンセラーを派遣し、全教職員の共通理解のもと児童・生徒を支える体制づくりを行います。	子どもの支援に向けたケース会などに学校教育サポート室のカウンセラーを派遣して、チーム学校としての支援体制づくりや教職員の共通理解について、専門的な見地から指導・助言を行った。	子どもの支援に向けたケース会などに学校教育サポート室のカウンセラーを派遣して、チーム学校としての支援体制づくりや教職員の共通理解について、専門的な見地から指導・助言を行った。													
					問題を抱えた児童・生徒に対し、専門的な立場から家庭へ働きかけたり、関係機関と連携を図るなど、多様な手段を用いて問題解決に努める。	学校教育サポート室に市のスクールソーシャルワーカー1名を常駐し、学校からの要望に対して相談活動や保護者対応、関係機関との連携を行ったが、支援要請の重なりなどで対応に時間がかかる場合があった。	学校教育サポート室所属のスクールソーシャルワーカーを2名に増員し、拠点校方式で中学校2校に配置することにより、不登校生徒への家庭訪問など、迅速な対応ができた。	学校教育サポート室所属のスクールソーシャルワーカーを2名に増員し、拠点校方式で中学校2校に配置し、必要に応じて必要な学校の不登校生徒への家庭訪問やケース会議への参加など、迅速で効果的な対応ができた。													
					問題を抱えた児童・生徒に対し、専門的な立場から家庭へ働きかけたり、関係機関と連携を図るなど、多様な手段を用いて問題解決に努める。	学校教育サポート室所属のスクールソーシャルワーカーを2名に増員し、拠点校方式で中学校2校に配置することにより、迅速な対応が出来るようになります。	学校教育サポート室に市のスクールソーシャルワーカー1名を常駐し、学校からの要望に対して相談活動や保護者対応、関係機関との連携を行ったが、支援要請の重なりなどで対応に時間がかかる場合があった。	学校教育サポート室所属のスクールソーシャルワーカーを2名に増員し、拠点校方式で中学校2校に配置し、必要に応じて必要な学校の不登校生徒への家庭訪問やケース会議への参加など、迅速で効果的な対応ができた。													

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方 針	④実 績				⑤進捗 状況評 価	⑥H30年度の目標	⑦実施に当たっての課題	⑧今後の方針(第二期計画)		
						項 目	27年度	28年度	29年度					30年度	
I：子 ども の 生 き る 力 を 育 成 し ま す	4・有 害 環 境 対 策 と 非 行 等 防 止 対 策	1.有害環境対策・フィルタリング利用の普及啓発	少年育成センター	少年育成センターの育成だより「かめっこ」において携帯電話・スマートフォンなどにかかるフィルタリングやマナー、ルールについて啓発する。また、薬物乱用問題の情報を共有し、啓発を推進する。											
			学校教育課	「危険ドラッグ」などの薬物乱用問題について、学校教育の場においても保健体育の授業などで取り上げるとともに、少年育成センターでも、警察、関係機関などと連携して情報の共有を図るなど、啓発活動の推進に努めます。			19	18		16	A	方針と同様 参加校数の増加	県薬物乱用防止教育研修会に、学校行事などで参加できていない学校がある。	薬物乱用の問題について、学校教育の場においても保健体育の授業などで取り上げるとともに、少年育成センターでも、警察、関係機関などと連携して情報の共有を図るなど、啓発活動の推進に努めます。	
		2.情報モラル教育	学校教育課	小・中学校において、メディアへの過度な依存やトラブル防止に対する情報モラル教育を推進する。	メディアへの過度な依存に対して、情報モラル教育を推進します。			23	23	23	23	A	方針と同様	ゲーム依存などの新たな課題が発生。	方針と同様
		3.補導活動	少年育成センター	非行防止対策として、関係団体から推薦された補導員を委嘱し、子どもが集まりやすい場所や危険箇所を巡回し、非行や事故の防止活動の推進と啓発活動の充実を図る。	子どもの問題行動を早期に発見して的確に対応するため、関係団体から推薦された補導員を委嘱し、子どもたちが集まりやすい場所などを巡回し、非行防止と啓発活動の充実を図ります。また、定期的・近隣の少年育成センターと情報交換を行い、子どもの問題行動の広域化に対応していきます。			523	513	500	537	A	前年度に引き続き、関係団体から推薦された補導員の協力のもと、週4日の下校時と夜間の補導活動を継続していく。また、巡回場所の見直し等も検討していく。	関係団体から推薦された補導員の協力のもと、週4日の下校時と夜間の補導活動を継続していく。また、巡回場所の見直し等も検討していく。	地域の人々や関係機関との連携を深め、非行防止と啓発活動の充実を図っていきます。また、定期的・近隣の少年育成センターと情報交換を行い、子どもの問題行動の広域化に対応していきます。
	4.少年相談	少年育成センター	相談者の立場に立った電話相談や面接相談を行い、その解決に努めるとともに、少年育成センター内に相談専用室を設け、相談者が安心して相談できる環境を提供する。	相談者の立場に立った電話相談や面接相談を行い、解決に努めるとともに、相談カードを全小・中学校及び高等学校の児童・生徒に配布し広報に努めます。			47	33	43	32	A	前年度に引き続き、相談カード、相談チラシの配布などで広報活動を継続し、相談者が安心して相談できる環境を提供する。	相談者の立場に立った電話相談や面接相談を行い、解決に努めるとともに、相談員自身のスキルアップにも努めていきます。		
	5・成 人 期 に 向 け て の 健 康 つ く り ・ 保 健 対 策	1.小児生活習慣病対策	学校教育課	小学校4年生の希望者及び中学校1年生の一部を対象に血液検査を実施し、小児生活習慣病のハイリスク児童を早期発見し、児童・生徒及び保護者に対して保健指導を実施する。また、必要であれば、学校と協力して、医療機関への受診を勧め、生活習慣病の予防に努める。	小児生活習慣病対策として、小学校4年生を対象に血液検査を実施し、子どもと保護者が、食事や運動、睡眠などの生活習慣を見直す機会にする。また、必要であれば、学校と協力しながら医療機関の受診を勧めます。また、今後は中学生を対象にするなど、事業の拡大を検討します。			16	16	17	18	A	方針と同様 実施校数の増加。	養護教諭等関係職員の負担増。	小児生活習慣病対策として、小学校4年生と中学校1年生の希望者を対象に血液検査を実施し、子どもと保護者が、食事や運動、睡眠などの生活習慣を見直す機会にする。また、必要であれば、学校と協力しながら医療機関の受診を勧めます。
		2.性教育	学校教育課	小・中学校において、児童・生徒の発達段階や各校の実態に合わせながら、性に関する正しい知識を身につけるための性教育を推進する。	子どもの発達段階などに応じて、子どもたちが正しく判断し、理性的に行動できる力を育むため、性に関する正しい知識についての教育や性感染症予防などの教育を充実します。			23	23	23	23	A	方針と同様	特になし	方針と同様
		3.思春期メンタルヘルス	学校教育課	心の問題で悩む児童・生徒に対し、学級担任、養護教諭がカウンセリングを行うとともに、スクールカウンセラーなどと連携して、相談支援を行う。	心の問題で悩む児童・生徒には、養護教諭が行うカウンセリングのほか、学級担任・スクールカウンセラーなどと連携し、相談支援を行います。また、学校職員のカウンセリングの向上を図るため、校内研修を充実します。さらに、保護者を対象とした講義などを実施し、家庭における児童・生徒のメンタルヘルスの推進を図ります。			23	23	23	23	A	方針と同様	スクールカウンセラーの小学校への派遣日数や時間が少ない。	方針と同様
		4.思春期保健教育	健康教育課	総合的な学習の時間を活用した職場体験学習や家庭科での学習において、幼稚園・保育所・関係機関などの協力を得て、妊婦体験やモデル人形を使っての保育実習、講演会などを実施する。	小学校高学年の保健及び中学校の保健体育の時間を活用し、飲酒・喫煙・薬物乱用が心身に与える影響についての学習を行います。 中学生を対象に、妊婦体験、乳幼児とのふれあい体験などを実施し、体験を通して自分の命の大切さとともに赤ちゃんの命について考える学習を進めます。			6	23	22	23	A	方針と同様	特になし	方針と同様
	6・子 ども の 心 身 の 育 ち を 助 け る 食 育 の 推 進	1.妊産婦の食育	健康教育課	母子健康手帳発行時や訪問などで妊産婦の食事に対する情報提供を行っている。生まれる前(マイナス1歳)から始まる子育て講座などで妊産婦のための食生活や望ましい体重増加、食事バランスガイド、母乳育児のための栄養と食事や離乳食開始前に知っておきたいことなどの情報提供を行う。	健康な子どもを生み育てるために、妊娠・出産期からバランスの良い食事を摂れるよう、教室の開催、啓発・情報提供に努めます。			69	42	111	160	A	妊娠、出産期に必要な食事について啓発する。	講座開催を周知し、参加が増加を図る。	家族ぐるみで食生活を見直すことができるよう働きかけていきます。
2.子どもの食育		健康教育課	子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。	子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。			個別 1,026 集団 1,772	個別 1,099 集団 1,889	個別 1,050 集団 1,542	個別 936 集団 1,549	A	小児生活習慣病の知識を重点に啓発し、食育の土台づくりを図る。	食に無関心な保護者へのアプローチを行う。	食に無関心な保護者が関心をもてるよう働きかけていきます。	
		幼保運営課	教育・保育施設の子どもの保護者に対して、食に関する正しい知識の獲得や望ましい食習慣の形成を目指した教室の開催や情報提供に努め、食育の土台づくりを図る。	子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。							A	・子どもたちが、日々の生活・遊びの中で、意欲的に菜園活動やクッキング等の食に関わる体験をし、それらを積み重ねることで、食を愛する喜び、楽しむようになる。 ・園児一人ひとりの心身の状態等(体調面・アレルギー等)に応じた対応の難しさが課題である。 ・食育の難しさを克服し、食育の楽しさを味わう。 ・一日の活動バランスに配慮し、「食を愛む力」の育成に向け、その基礎を培います。 ・保護者が食への理解を深め、食事を作ることで、子どもと一緒に食することに喜びを持つことができるように支援します。			
		学校教育課	子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。	食に関する授業実施回数/回 家庭教育学級等講話回数/回 肥満指導等個別指導実施回数/人	185 44 35	160 47 56	171 55 69	234 45 27	A	方針と同様 食に関する授業実施回数の増加。	各校の取組みの標準化。	方針と同様			
学校給食センター	子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。	食育だよりの発行/回 給食試食会の開催/回 (参加人数/人)	11 30 (1,014)	11 27 (1,077)	11 27 (1,041)	11 27 (992)	A	現状の活動を継続していくとともに、給食のDVDを新たに作成し、学校での食育指導に活用する。	機械設備が整っていないところもあり、給食時間にDVDを活用するのが難しいところもあるが、授業や試食会などの活動から食育指導を拡げている。	子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。					
市民活動推進課	食育講座や食に関する参加型体験学習を開催する。	子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。	実施回数/回 (対象人数/人)	35 (1,258)	12 (655)	9 (191)	9 (200)	A	食育講座や体験型教室を継続して実施し、知識の充実を図る。	講座や教室の開催についての周知方法。	現代の課題やニーズに合った講座や教室等を開催していきます。				

基本目標	基本施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績				⑤進捗状況評価	⑥H30年度の目標	⑦実施に当たっての課題	⑧今後の方針(第二期計画)	
						項目	27年度	28年度	29年度					30年度
I: 子どもの生きる力を育成します	7: 人間性や個性を育む環境整備	1.図書館事業	図書館	子どもと本をつなぐために、生後3か月の子どもにはブックスタートとして絵本を手渡し、親子のふれあいの時間を提供したり、小学校就学前の5歳児にはセカンドブックとして絵本をプレゼントし、「うちどく」の推進と図書館利用のきっかけづくりを行っている。また、地域団体や図書館職員による本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなども行う。	ブックスタートやセカンドブック事業を実施し、子どもと本をつなぐ役割を担います。また、子育て支援に係る機関やボランティア団体などと連携・協力し、おはなし会、紙芝居、手遊びなどを実施し、絵本や本との出会い、読書の楽しさを伝えていきます。	ブックスタート参加人数/人	936	940	907	871	A	方針と同様	対象人数の94.06%が、参加していますので、特設課題はないと考えています。	方針と同様
			図書館			セカンドブック配布冊数/冊(引き換え率/%)	752(72)	766(71.3)	747(72.5)	773(71.7)	A	方針と同様	引換え率は、対象人数の71.7%であるので引換え率向上を図る必要があります。	方針と同様
	2.文化芸術鑑賞の機会の提供	文化観光課(文化課)	美術館において親子を対象としたワークショップを開催したり、小・中学校において鑑賞教室を実施する。	美術館において、子どもを対象としたワークショップや美術館鑑賞教室などを実施し、子どもたちの感性や創造力を育むことができるように努めます。また、市内の小・中学校において音楽鑑賞教室を実施することで本物の文化芸術に触れる機会を提供します。	開催回数/回 実施校/校	4 5	6 5	8(親子向けワークショップ) 1,366(参加者数) 5(文化芸術鑑賞教室実施校) 2,084(参加者数)	12 2,003 6 1,388	A	同事業は、継続して実施していくことに加え、親子対象のワークショップについては拡充を図るとともに子どもを対象とした事業についての充実にも努めたい。	美術館についてはリニューアルオープン後の運営方針の検討が必要である。	継続して実施し、子どもたちが楽しみながら文化芸術に親しむワークショップなどを積極的に展開します。	
		幼保運営課	市内すべての教育・保育施設において、地域に開かれた子育て支援の拠点として、地域団体などと子どもたちとのふれあう機会を推進する。また、小・中学校において、校区内近隣の保育所・幼稚園との異年齢交流、中学校群及び学校内での異学年交流を積極的に推進する。	幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において、異年齢交流や異学年交流、世代間交流を行い、幅広い社会性や豊かな感性を育てます。	運動会等の行事における未就園児の参加のほか、中学校郡内での幼保交流(交流保育・人形劇観劇など)や近隣小学校との交流(給食体験・地域活動への合同参加)を行った。	・日々の保育活動に考慮した地域行事への参加や、運動会、夏祭りなど地域の方を招いての行事を通していろいろな人とかわる機会を大切にしている。 ・小・中学校群の幼保小との交流をもつとともに、互いの理解につながっている。 ・運動会や夏祭り、地域での行事などを通していろいろな人と触れ合い、地域のよさを知る機会となった。	・異年齢交流をしやすい環境を整え、憧れ、思いやり等の気持ちが育まれている。 ・多様な人々と関わる機会を通して、地域の人の見守られているという安心感や親しみにつながっている。 ・日々の保育、行事等の中で、常に異年齢児と関わりが持てるよう環境づくり、職員間の連携を密に行なった。	A	・日々の保育で異年齢児が自然に交じり合う環境づくりを実施し、思いやりや豊かな心を育てている。 ・園内外の行事や施設の慰問などを通して様々な人とかわる機会をもち、人との関わりが育まれるような体験を実施する。	・交流の日程調整や行事の増加など子どもの負担にならない交流の在り方を考慮していく必要がある。 ・職員自ら各地域に出向き、いろいろな人との出会いを大切にしている。	・中学校区間の小学校、幼稚園との交流をまず職員間から進め、今後も積極的に進めていきます。			
	学校教育課			実施校数/校	23	23	23	23	A	方針と同様	中学生の地域活動・地域行事への参加。	方針と同様		
	4.人権教育・啓発	幼保運営課	教育・保育施設や小・中学校で、毎年「人権・同和教育推進の計画」を作成し、計画的に人権・同和教育を推進する。	幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において、人権・同和教育を推進し、子ども自らが自分の権利に対する意識をもち、自らを守る力を養うことができるよう、また、他人を尊重し、他人を思いやる気持ちを育てます。	一人ひとりの子どもの人権を守り、共に支えあう仲間作りや自尊感情が育めるよう、日々の保育を充実させたり、それぞれの園独自に年間計画を作成し、園の実情に合わせて、保護者も交えた研修会を実施。 ・人権教育の基本方針や重点努力事項を職員間で共通理解を図った。	・自然や人との関わりを通して、自尊感情や他人を尊重し、友達を思いやりやさいい気持ちで育まられるように保育を実施した。 ・職員間で共通の認識をもち継続して取り組むことの効果を感じている。	・人権・同和教育を推進し、自尊感情や友達を思いやりやさいい気持ちで育まられるように保育を実施した。 ・職員間で共通の認識をもち継続して取り組むことの効果を感じている。	・日々の保育・教育を大切にしていき、自他を認めたり支えあうなまづりにつながっている。 ・研修会において、人権について語り合ったり考えたりする機会をもち、共通理解につながった。	A	・人権教育の基本方針や重点努力事項を職員間で共通理解を図り継続して取り組む。 ・研修会など、園内だけではなく人権について多くの人と語り合う機会をもつ。 ・日々の保育・教育を大切に、丁寧に行うことで、子どもたちの自発的な気づきや思いに寄り添い、自分や他人を認め、愛する気持ちの基礎を培っていく。	・子どもの姿・背景から内面理解に努め、共通理解を図り内容の充実を図る。 ・何気ない行動や言葉の中に、子どもや周りを傷つけていないか、自己評価を行う。	・豊かな生活経験を通して、一人ひとりを大切に、子どもの心身の健やかな成長、発達を図ります。 ・子どもたちに自己肯定感が育まれるよう、日々の保育や関わりを模索し、実践します。		
		学校教育課			実施校数/校	23	23	23	23	A	方針と同様	様々な人権課題に対する教材研究が必要である。	方針と同様	
	5.子どもの体力づくり	学校教育課	小・中学校において、体力向上プランを策定し、児童・生徒に対して積極的に体を動かす意識を持たせるとともに、体を動かす機会を定期的に提供する。また、生涯にわたってスポーツに親しみ契機となるよう、学校教育全体で体力向上に取り組む。		体力向上プラン策定校数/校	23	23	23	23	A	方針と同様	放課後や休日における、運動の機会や場の確保。	方針と同様	
		スポーツ推進課	丸亀市スポーツ少年団に属する団体の交流活動、リーダー養成や指導者の養成などの活動を積極的に支援し、子どもの自主的なスポーツ活動を促進する。また、日頃からスポーツ活動を敬遠しスポーツに触れる機会が少ない子どもたちを対象としたスポーツ講座などを開催するとともに、就学前の親子での外遊びや運動に親しむ機会を提供する。	子どもの体力が低下傾向にあることから、体育の授業を充実させるとともに、丸亀市スポーツ少年団に属する団体の交流活動、リーダー養成や指導者の養成などの活動を積極的に支援し、子どもの自主的なスポーツ活動を促進します。	実施回数/回	・スポーツ少年団交流活動事業(市内)11回、(県外)6回 ・少年スポーツ教室 67教室 ・運動会苦手必勝塾 2回 ・苦手運動克服塾 2回 ・運動あそび必勝塾 1回 ・指導者養成事業 8回 ・指導者養成事業 1回	・スポーツ少年団交流活動事業(市内)9回、(県外)7回 ・少年スポーツ教室 66教室 ・運動会苦手必勝塾 2回 ・苦手運動克服塾 2回 ・運動あそび必勝塾 1回 ・指導者養成事業 8回 ・親子ふれあい体操塾6回 ・親子ふれあい体操塾6回	・スポーツ少年団交流活動事業(市内)10回、(県外)7回 ・少年スポーツ教室 63教室 ・運動会必勝塾2回 ・苦手運動克服塾 2回 ・運動あそび必勝塾 6回 ・指導者養成事業 5回 ・親子ふれあい体操塾6回 ・親子ふれあい体操塾6回 ・リーダー養成事業 5回 ・運動あそび指導員派遣事業 10回 ・まる・カマきっず 16回	A	スポーツ少年団の活動支援をはじめ、子ども達の発達育成に応じた適切な指導を行える指導者養成や、子ども達が自主・自発的に楽しく運動できる習慣の定着を図れるように事業を継続していく。	スポーツをする子としない子の二極化がみられることから、日常において遊びを中心に運動習慣を定着させていくことが求められている。	スポーツ少年団の組織整備・育成支援、適切な指導を行える指導者養成に努め、生涯スポーツの基礎づくりを推進していきます。		
	8: 総合的・継続的な障がい児支援	1.発達相談	健康課	子どもの発達について悩みのある親子のために、児童心理司、言語聴覚士、臨床心理士、保健師や保育士による相談を実施する。 【子ども相談】 子どもの心身の発達や情緒、行動などに不安のある親子のために児童心理司による相談を実施する。	すべての障がいのある子どもが、障がいの程度や種別及び教育的ニーズに応じ、適切な教育・保育が受けられるよう支援します。	こども相談延べ件数/件	81	88	84	82	A	子どもの心身の発達や情緒・行動面について悩みがある保護者に対して適切な指導を行い必要な支援が受けられるよう支援する。	子どもの心身の発達や情緒・行動面について発達の違いが疑われる子どもが適切な指導を受けられるよう支援する。	心身の発達や情緒・行動面において、グレーゾーン又は障がい疑われる子どもが早期に支援を受けられるよう支援します。
健康課			【ことばの相談】 きこえやことばの発達に不安のある親子のために言語聴覚士による相談を実施する。		ことばの相談延べ件数/件	331	362	404	400	A	ことばの発達や発音について発達の違いが疑われる子どもが適切な指導を受けられるよう支援する。	ことばの発達や発音について発達の違いが疑われる子どもが適切な指導を受けられるよう支援する。	ことばの発達や発音について、グレーゾーン又は障がい疑われる子どもが早期に支援を受けられるよう支援します。	
2.特別支援教育・障がい児保育		幼保運営課	障がいのある子どもを教育・保育施設や小・中学校で受入れ、一人ひとりの教育ニーズに対応できるよう実態把握を行う。また、必要に応じて特別支援教育支援員を配置したり、専門家などによる保育所(園)への巡回カウンセリングや保育士の加配措置などを行う。		加配対象者数/人	440	442	455	537	A	巡回カウンセリング対象者の増加に比例し、加配を必要とする児童も増加している。相談員が1名増えたことにより、対象児童や保育士等に対する支援体制の充実を図っていく。	加配対象者の増加に加え、保育園等が2園新設となるため、相談員の負担が懸念される。	すべての障がいのある子どもに対し、乳幼児期から就労まで継続的に一貫した支援が早期から行える体制をつくります。	
		学校教育課		すべての障がいのある子どもに対し、乳幼児期から就労まで継続的に一貫した支援が早期から行える体制をつくります。	配置人数/人 実施回数/回	小32人、中5人 実施回数110	小32人、中5人 実施回数110	小32人、中5人 実施回数107	小37人、中5人 105回	A	方針と同様 特別支援教育支援員の配置人数の増加。	特別の支援が必要な児童・生徒に対して、十分な支援をするための人数や場所の確保。	方針と同様	
3.発達障がい児支援		幼保運営課	NPO団体と協働で丸亀市発達障がい児支援事業を行い、発達障がいのある子どもの支援を目的として、保護者や保育士、教員などの関係者に対し、相談支援や研修などを実施する。		相談回数/回 (延べ利用者数/人)	303 (737)	315 (786)	306 (805)	307 (933)	A	近年、相談回数や件数も多く推移している。新規の相談者の増加に加え、相談内容の広範化という現状を踏まえ、対象範囲等今後の進め方を検討するほか、まるサポートとのさらなる連携を図っていく必要がある。	相談件数の増加のほか、18歳を向かえた相談者の今後の対応について、検討を行っていく必要がある。	すべての障がいのある子どもに対し、乳幼児期から就労まで継続的に一貫した支援が早期から行える体制をつくります。	
		学校教育課			研修実施回数/回	5	5	5	5回	A	方針と同様	特別支援教育の経験年数等により知識や技能等が異なるため、研修内容の設定が難しい。	方針と同様	

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方 針	④実 績				⑤進捗 状況評 価	⑥H30年度の目標	⑦実施に当たっての課題	⑧今後の方針(第二期計画)												
						項 目	27年度	28年度	29年度					30年度											
I : 子どもの生きる力を育成します	8・総合的・継続的な障がい児支援	4.障がい福祉サービス	福祉課	【児童発達支援】 未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。(医療型は治療も行う。)	障がいのある子どもが安心して地域で生活できるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、補装具・日常生活用具の給付などの福祉サービスを充実します。 発達上、障がいのある子どもについては、親が早期に障害があることを認識し、早期対応することで、子どもの育ちに大きな影響があることから、関係機関と連携を取りながら、相談や指導の充実を図り、障がいの早期発見、早期療育に努めます。	利用延人数/人	557	976	1555	1,913	A	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行う。	特になし	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行います。											
			福祉課	【放課後等デイサービス】 就学している障がい児について、学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などを行う。		利用延人数/人	2,186	2,714	3,184	4,044	A	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行う。	特になし	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行います。											
			福祉課	【保育所等訪問支援】 保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。		利用延人数/人	12	21	36	21	A	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行う。	特になし	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行います。											
			福祉課	【障がい児相談支援】 上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行う。		利用延人数/人	406	439	517	597	A	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行う。	特になし	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行います。											
II : 子育て家庭を応援します	1・切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	1.母子健康手帳などの発行	健康課	妊産婦の健康を守り、また、子どもの健康と健全な発育を守るために母子健康手帳を発行する。	安産で快適な出産ができるよう、妊娠初期から健康管理の充実を図るとともに、安心して子育てが始められるよう健康教育・相談事業などを充実します。また、親子の愛着形成への支援や、父親などが育児に関わり、家族で共に子育てできるような家族力を高める取組みを行います。出産後、家庭での育児へスムーズに移行できるよう、産後の心身ともに不安定な時期に助産所などで一定期間過ごすなど、産後のサポート体制を充実します。	発行部数/部	980	941	917	818	A	妊娠届時に保健師・助産師による面接を行い、安心して妊娠・出産が迎えられるよう支援する。	妊娠届時に安心して妊娠・出産が迎えられるよう、保健師・助産師の面接を行う。												
		2.母子保健推進員・愛育班の育成・支援	健康課	地域のボランティアによる妊婦訪問や子育て支援を推進し、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て中の親を孤立させない地域づくりを推進する。		推進員人数/人	98	93	97	101	A	乳幼児からの「お口のマッサージ」について普及啓発していく。	研修会をおとして、母子保健に関する意識の向上を図り、積極的に地域での子育て支援活動ができるよう支援する。	妊娠届け時から健康管理の充実を図るとともに、安心して子どもを産み育てられるよう、健康教育・相談事業などを充実します。また、親子の愛着形成への支援や、父親などが育児に関わり、家族で共に子育てできるような家族力を高める取組みを行います。出産後、家庭での育児へスムーズに移行できるよう、産後の心身ともに不安定な時期に助産所などで一定期間過ごすなど、産後のサポート体制を充実します。妊娠届時から生活習慣の見直しを意図付けられるよう取り組みます。											
		3.産後支援事業	健康課	出産直後の支援が必要な時期に助産所で一定期間過ごすことで、家庭での育児がスムーズに移行できるよう支援する。		実利用件数/件	2	1	1	1					A	機会を捉えて、事業の周知を行う。事業の拡充に向けて、情報収集・検討を行う。	産婦が必要時利用できるように、機会ある毎に情報提供を行う。								
		4.妊婦・乳幼児健康診査	健康課	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。健康診査により、子どもの発育・発達を確認し、栄養及び育児の個別相談や診察を行うことで、保護者が安心して育児を行えるよう支援する。		妊婦一般健診受診数/回	11,058	10,758	11,016	10,012					A	妊婦健診や乳幼児健診を受診し、健康状態や発育・発達を確認するとともに、妊婦や保護者が安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援する。	妊婦健診や乳幼児健診を受診し、健康状態や発育・発達を確認するとともに、妊婦や保護者が安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援する。								
		5.乳児家庭全戸訪問事業	健康課	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。		実訪問件数/件	840	933	905	827								A	産後、母親やその家族が安心して育児ができるよう支援する。	母子の健康状態を確認し、安心して育児ができるよう助言・指導、情報提供等を行う。					
		6.養育支援訪問事業	健康課	養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行う。また、丸亀市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組みも支援する。		延訪問件数/件	42	121	132	82	A	養育が必要な家庭を訪問し、妊産婦やその家族が安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援する。	養育が必要な家庭に訪問し、妊産婦やその家族が安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援する。												
		7.妊産婦・乳幼児相談・健康教育	健康課	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。		母子手帳発行時やウエルカム広場等を利用し、健康や子育てについての相談や健康教育を実施。	保健師・栄養士・助産師・精神福祉士・医師等による健康相談・教育を実施。	機会あるごとに、多職種による健康相談・保健指導等を実施。	保健師・栄養士・助産師・歯科衛生士・医師等による健康教育・相談を実施	妊娠・出産・育児の各期において相談事業や情報提供することにより対象者の不安が軽減できるよう支援する。	妊娠届け時やマイナス1歳からの子育て講座及びウエルカム広場を利用し、健康管理や疾病予防についての知識の普及を図る。	子どもの病気の予防と早期発見のため、乳幼児の発達段階に応じた健康診査や保健指導、予防接種などを行い、育児支援を充実します。													
		8.予防接種	健康課	病気がかからないように病気に対する抵抗力(免疫)をつくる。		BCG/件	924	968	885	912	A	各予防接種の対象年齢時に接種できるよう健診や相談時を利用し、接種の確認と勧奨を行う。また、関係機関と連携し予防接種の周知・啓発を行う。	各予防接種の対象年齢時に接種できるよう周知・啓発を行う。												
		9.乳幼児の事故防止	健康課	子育て安全チェックリストの配布や健康教育などを通じて、乳幼児の事故防止の啓発を行う。		四種混合/件	3,810	3,877	3,680	3,563				A	乳幼児期の月齢に応じた、事故予防の普及・啓発を行う。	乳幼児の月齢に応じた、事故予防の周知・啓発を行う。									
		10.小児医療	健康課	妊婦や小児の医療に関する情報提供や、必要時には医療機関と相互に連絡を取り合っケース会を開くなど、関係機関との連携を図る。		MR(麻しん風しん混合)/件	1,849	1,936	1,853	1,931							A	必要に応じて医療機関と連携を取りながら対応していく。	必要に応じて医療機関と連携を取りながら対応していく。						
		11.産後支援事業	健康課	出産直後の支援が必要な時期に助産所で一定期間過ごすことで、家庭での育児がスムーズに移行できるよう支援する。		日本脳炎/件	3,764	4,073	3,458	4,298										A	必要に応じて医療機関と連携を取りながら対応していく。	必要に応じて医療機関と連携を取りながら対応していく。			
		12.養育支援訪問事業	健康課	養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行う。また、丸亀市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組みも支援する。		ヒブ/件	3,700	3,982	3,719	3,512													A	必要に応じて医療機関と連携を取りながら対応していく。	必要に応じて医療機関と連携を取りながら対応していく。
		13.妊産婦・乳幼児相談・健康教育	健康課	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。		肺炎球菌/件	3,692	3,841	3,724	3,505															
		14.小児医療	健康課	妊婦や小児の医療に関する情報提供や、必要時には医療機関と相互に連絡を取り合っケース会を開くなど、関係機関との連携を図る。		水痘/件	1,984	1,795	1,758	1,732	A	必要に応じて医療機関と連携を取りながら対応していく。	必要に応じて医療機関と連携を取りながら対応していく。												
		15.産後支援事業	健康課	出産直後の支援が必要な時期に助産所で一定期間過ごすことで、家庭での育児がスムーズに移行できるよう支援する。		健康案内時のパンフレット送付や健診時(3か月健診)に健康教育を行う。ウエルカム広場や愛育班等での健康教育に実施。	パンフレットやチェックリストを使用して、健診や育児相談の機会を利用し事故予防の啓発を行った。	訪問時や乳幼児健診、育児相談等の機会を利用し事故予防の啓発を行った。	健診会場や保健センター等の壁や廊下に事故予防チェックリストを貼付し自己チェックできるように取り組んだ	乳幼児期の月齢に応じた、事故予防の普及・啓発を行う。				乳幼児の月齢に応じた、事故予防の周知・啓発を行う。	子育て安全チェックリストの配布や健康教育などを通じて、乳幼児の事故防止の啓発を行います。										
16.養育支援訪問事業	健康課	養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行う。また、丸亀市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組みも支援する。	母子手帳発行時やウエルカム広場等を利用し、健康や子育てについての相談や健康教育を実施。	保健師・栄養士・助産師・精神福祉士・医師等による健康相談・教育を実施。	機会あるごとに、多職種による健康相談・保健指導等を実施。	保健師・栄養士・助産師・歯科衛生士・医師等による健康教育・相談を実施	妊娠・出産・育児の各期において相談事業や情報提供することにより対象者の不安が軽減できるよう支援する。	妊娠届け時やマイナス1歳からの子育て講座及びウエルカム広場を利用し、健康管理や疾病予防についての知識の普及を図る。	子どもの病気の予防と早期発見のため、乳幼児の発達段階に応じた健康診査や保健指導、予防接種などを行い、育児支援を充実します。																
17.妊産婦・乳幼児相談・健康教育	健康課	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。	母子手帳発行時やウエルカム広場等を利用し、健康や子育てについての相談や健康教育を実施。	保健師・栄養士・助産師・精神福祉士・医師等による健康相談・教育を実施。	機会あるごとに、多職種による健康相談・保健指導等を実施。	保健師・栄養士・助産師・歯科衛生士・医師等による健康教育・相談を実施	妊娠・出産・育児の各期において相談事業や情報提供することにより対象者の不安が軽減できるよう支援する。	妊娠届け時やマイナス1歳からの子育て講座及びウエルカム広場を利用し、健康管理や疾病予防についての知識の普及を図る。	子どもの病気の予防と早期発見のため、乳幼児の発達段階に応じた健康診査や保健指導、予防接種などを行い、育児支援を充実します。																
18.妊産婦・乳幼児相談・健康教育	健康課	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。	母子手帳発行時やウエルカム広場等を利用し、健康や子育てについての相談や健康教育を実施。	保健師・栄養士・助産師・精神福祉士・医師等による健康相談・教育を実施。	機会あるごとに、多職種による健康相談・保健指導等を実施。	保健師・栄養士・助産師・歯科衛生士・医師等による健康教育・相談を実施	妊娠・出産・育児の各期において相談事業や情報提供することにより対象者の不安が軽減できるよう支援する。	妊娠届け時やマイナス1歳からの子育て講座及びウエルカム広場を利用し、健康管理や疾病予防についての知識の普及を図る。	子どもの病気の予防と早期発見のため、乳幼児の発達段階に応じた健康診査や保健指導、予防接種などを行い、育児支援を充実します。																
19.妊産婦・乳幼児相談・健康教育	健康課	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。				母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。									

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方 針	④実 績				⑤進捗 状況評 価	⑥H30年度の目標	⑦実施に当たっての課題	⑧今後の方針(第二期計画)	
						項 目	27年度	28年度	29年度					30年度
Ⅱ：子育て家庭を応援します	2 ・相談支援・情報提供	1.利用者支援事業	子育て支援課	児童やその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設選択や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う。	利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業を実施します。	平成27年度より利用者支援事業(特定型)子育て支援課で、利用者支援事業(母子保健型)を健康課で実施。	利用者支援事業(特定型)子育て支援課で、利用者支援事業(母子保健型)を健康課で実施。	利用者支援事業(基本型)子育て支援課で、利用者支援事業(母子保健型)を健康課で実施。	利用者支援事業(基本型)子育て支援課で、利用者支援事業(母子保健型)を健康課で実施。	A	地域子育て支援システムを導入し、関係機関とのスムーズな情報共有を行うことで、継続的に支援を進めていく。	システムの有効な活用と情報共有のあり方。	利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業を実施します。	
		2.家庭児童相談	子育て支援課	子育てに関する心配や不安、引きこもり、非行など、親子のあり方や子どもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助する。	西部子ども相談センター、香川県子ども女性相談センター、保健所、医療機関、警察などの関係機関と密接な連携を取り、家庭児童相談の充実を図ります。	相談延件数/件 (実人数/人)	1,131 (193)	1,422 (213)	1,400 (161)	1,877 (265)	A	方針と同様	増え続ける児童虐待相談に対するマンパワーの確保。	香川県西部子ども相談センター・警察をはじめ関係機関との連携を強化します。
		6.子育て支援情報ホームページの開設・運営	子育て支援課	市の子育て支援に関する情報や子育て施設・団体の情報などを一つに集約し、市のホームページやスマートフォンなどから情報提供を行う。	子育て情報誌、ホームページ、広報誌などを活用して、子育てに関する情報を継続的に提供します。また、健康診査時や相談窓口などにおいて、各種情報をわかりやすく紹介するよう取組みます。	アクセス数/件	67,651	81,529	78,617	38,007 (9月末現在)	A	アクセス数の増加を目指す。	利用者の更なる利便性を考え、アプリに移行する。(H30.9末)	—
		子育てアプリ「丸育サポート」	子育て支援課	子育てに関する情報の配信に加え、育児記録や相談機能なども利用できる子育てアプリを提供し、妊娠、出産から育児まで、継続的な支援を行う。	保護者のニーズに合わせた情報発信や機能の充実を図り、利用促進に努めます。	アクセス数/件	-	-	-	平成30年6月より子育てアプリ「丸育サポート」を開始。 アクセス数 722	C	アクセス数の増加を目指す。	アプリの周知を図る。	保護者のニーズに合わせた情報発信や機能の充実を図り、利用促進に努めます。
	3 ・地域における多様な保育ニーズ等への対応	1.待機児童の解消	幼保運営課	0～2歳児においては、現在利用されていない保育室を活用するなど、既存保育所の定員枠拡大に取り組み、市全体で受け入れ体制を整えていく。待機児童の発生原因の一つが保育士不足という現状を踏まえ、新卒保育士や潜在保育士への働きかけなどにより、保育士確保に努める。新たに開設を計画する地域型保育事業者などへ積極的に情報提供を行い、新規参入を促す。	待機児童の解消に向けて、認定こども園への移行や地域型保育事業などの拡充に取り組み、地域バランスを考慮して計画的な設備整備を進めます。	4/1待機児童数/人 10/1待機児童数/人	0 0	0 0	0 0	36 28	A	これまで、待機児童解消のため、こども園への移行や民間園の施設整備に対する助成を行うことにより定員拡大を図り、併せて保育士の確保に努めているものの、まだ私的待機を解消するために必要な数には届いていない。H30年度からは、国の待機児童の定義変更も要因となり、国定義上の待機児童が発生したところであるので、今後とも「こども未来計画」に基づく保育士の確保や、こども園への移行等により、待機解消に努めていきたい。	公立のこども園化のほか、私立の新築や増築により定員は増加したものの、保育士不足により、待機児童が多く発生している。併せて幼児教育無償化により、今後も保育ニーズが高まること想定されるため、更なる保育士確保に努めていく必要がある。	待機児童の解消に向けて、市単独の修学資金の貸付や人材バンクの実施のほか、私立園に対する保育士人件費補助などを通して、一層の保育士確保に努めます。
		2.乳児保育事業	幼保運営課	保護者の就労事情などにより、0歳児からの保育を実施する。		実施か所数/園	13	13	13	13	A	実施箇所数は目標を達成したものの、低年齢児を中心とした私的待機は多く発生している状況であることから、保育士確保に努め、受入人数の拡大に努める必要がある。	低年齢児を中心とした待機児童が多く発生している状況であることから、保育士確保に努め、受入人数の拡大に努める必要がある。	乳児保育ニーズの受け皿確保に努めます。
		3.時間外(延長)保育事業	幼保運営課	保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う。		実施か所数/園	12	15	15	15	A	平成28年度において目標数は達成できている。	同左	引き続き、現在の実施園で延長保育を実施します。
		4.一時預かり事業	幼保運営課	【幼稚園型】幼稚園において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業中に教育を行う。 【幼稚園型以外】保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもを保育所(園)などで受け入れ、保育を行う。	乳児保育、時間外(延長)保育事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業などの地域子ども・子育て支援事業の量及び質の充実を図ります。	実施か所数/園	7	8 (保育所:6、幼稚園:2)	9 (保育所:7、幼稚園:2)	8 (保育所:6、幼稚園:2)	A	一時預かり事業の拡充に対する期待は高いことから、今後ともそのニーズなどの動向を注視し、必要に応じ拡充を検討していきたい。	しおや保育所は、保育士不足により休止しているため、保育士確保が今後の課題である。	一時預かり事業の拡充に対する期待は高いことから、実施園の拡充を図ります。
			子育て支援課			実施か所数/か所	1 (コムコムひろば)	1 (コムコムひろば)	1 (コムコムひろば)	1 (コムコムひろば)	A	事業の安定的継続を図る。	一時預かり事業の需要の高まりへの対応、安全性の確保。	方針と同様
		5.子育て短期支援事業【ショートステイ、トワイライト】	子育て支援課	保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う。		実施か所数/か所	3	3	3	3	A	利用者の要望に適切な対応ができるよう、施設との連携を強化する。	利用需要が増加しているため、今後も事業委託先との協力・連携を図っていく。	方針と同様
6.子育て援助活動事業【ファミリーサポートセンター】		子育て支援課	乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人(おねがい会員)と、育児の援助を行いたい人(まかせて会員)が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う。		まかせて会員数/人	188	203	206	214	A	登録会員数の増加を目指す。	引き続き広報を行い、利用件数増への取り組みを進める。	方針と同様	
7.病児・病後児保育事業		子育て支援課	子どもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所(園)などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う。		実施か所数/か所	1	1	1	1	B	事業の周知をすすめる。ニーズに応じた対応を進め、利用者の増加を目指す。	働く親が増加する中で高まるニーズへの対応。	南部地域の利用者から、南部地域への新設を望む声があり、市としても2か所目開設を計画に定めているため、実現に向けて動いていきます。	
8.子育てホームヘルプサービス	子育て支援課	小学校3年生までの子どもの保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とする場合、家庭へホームヘルパーを派遣する。	小学校3年生までの児童の保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とした場合にスムーズに対応できるよう、事業の充実を図ります。	利用延日数/日 (利用実人数/人)	10 (1)	79 (4)	15 (6)	39 (5)	A	利用申請があった際に適切な対応ができるよう、支援の充実を図る。	社協との連携を図り、利用者の要望に応じた対応ができるように努める。	方針と同様		
4 ・児童虐待防止	1.人権教育・啓発	人権課	子どもの人権について、広報紙への掲載、講演会の実施など意識啓発を行う。	講演会の実施や広報紙などにより、子ども一人ひとりの人権が守られるよう人権啓発活動を行い、次代を担う子どもが安心して健やかに成長できる社会づくりを進めます。	講演会等回数/回 (参加者数/人)	1 (146)	1 (123)	1	1 幼稚園等の保護者への人権研修回数/8回 (参加者数/527人)	A	方針と同様 子どもの人権について、市民への啓発に努める。	様々な人権課題がある中、子どもの人権の啓発が疎かにならないよう、計画的な講演会や研修の実施が必要。	講演会や研修の実施や広報紙などにより、子ども一人ひとりの人権が守られるよう人権啓発活動を行い、次代を担う子どもが安心して健やかに成長できる社会づくりを進めます。	
	2.心の健康づくりと仲間づくり	健康課	こころの健康相談の開催や母子愛育班、母子保健推進員などと協力し、地域の中で親子が孤立しないよう支援する。	保護者の孤立化や育児不安などから児童虐待につながるよう、きめ細かな相談支援や仲間づくりに努めます。			H23年から赤ちゃん訪問時に産後うつ早期発見(エジンバラ)指標を実施。 医師による相談、精神福祉士による相談・訪問の実施。母子愛育班・母子保健推進員による声かけ・見守りの実施。	精神保健福祉士によるこころの健康相談、訪問を実施。母子愛育班・母子保健推進員による声かけ・見守りの実施は随時している。	精神福祉士によるこころの相談及び訪問を実施。ウエルカム広場や各教室等では仲間づくりができるよう取り組んだ。	A	子育て支援に関する情報提供を行い、妊産婦や乳幼児をもつ保護者が必要な時に必要な支援が受けられるよう支援する。	妊産婦が必要時に支援が受けられるよう、機会ある毎に情報発信をする。	地域の子育て支援者と連携を図り、母子が孤立しないよう支援します。	
	3.要保護児童対策地域協議会	子育て支援課	関係機関の代表者により構成される代表者会(年1回開催)、関係機関の職員で構成される実務者会(月1回開催)のほか、必要に応じて随時開催される個別ケース検討会議があり、要保護児童及びその保護者の早期発見や適切な保護・支援のために、情報交換や役割分担などを行い、共通認識を図る。	西部子ども相談センターや香川県子ども女性相談センターをはじめ主任児童委員、福祉推進委員などの福祉関係者、保健、医療、教育、警察などと密接な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、引き続き児童虐待の発生予防・早期発見に努めるとともに、ケースに応じて継続的で一体的な支援を行います。	代表者会/回 実務者会/回 個別ケース会/回 (実施回数)	代表者会1 実務者会12 個別ケース会46	代表者会1 実務者会12 個別ケース会52	代表者会1 実務者会12 個別ケース会20	代表者会1 実務者会22 個別ケース会22	A	方針と同様	関係機関との連携の更なる強化。	西部子ども相談センターや香川県子ども女性相談センターをはじめ主任児童委員、福祉推進委員などの福祉関係者、保健、医療、教育、警察などと密接な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、引き続き児童虐待の発生予防・早期発見に努めるとともに、ケースに応じて継続的で一体的な支援を行います。	

基本目標	基本施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績				⑤進捗状況評価	⑥H30年度の目標	⑦実施に当たっての課題	⑧今後の方針(第二期計画)	
						項目	27年度	28年度	29年度					30年度
Ⅱ：子育て家庭を応援します	5. 家庭の教育力の向上	1.家庭教育講座	市民活動推進課	教育・保育施設や小・中学校に通う子どもの保護者を対象に家庭教育講座を実施し、子どもに関わる大人の学びの場を提供し、子どもの成長について理解を深めたり、自身の抱える課題を共有して解決へ導く。	保護者の教育力を高めるため、子どもの成長や子育てに関する知識や技術が学べる講座を開催し、子どもの成長や子育てについて理解を深めます。また、講座に参加することで、子どもを育てる中で抱えている課題を共有し、解決につなげていきます。	実施回数/回 (参加者数/人)	4 (138)	29 (1,963)	27 (1,489)	27 (1,477)	A	保護者の教育力向上を図るとともに、課題や悩み事など、子育ての問題解決に向けての講座を充実させる。	人気のある講座は、講師の都合で受講できないケースがある。	希望する講座が受講できるよう、講師の都合がとれる日数を増やすことができるよう調整します。
		2.子ども講座	市民活動推進課	親子のふれあいや物づくり体験に主眼を置き、知識や技能の習得に加え、新たな仲間づくりの機会を提供する。		講座数/講座 (参加人数/人)	7 (98)	5 (58)	4 (55)	4 (96)	A	子どもたちの知識や技能の向上を図るため、ニーズにあった講座を企画し、情報発信を行う。	人気のある講座は定員を超えての応募がある。	子どもたちの知識や技能の向上を図るためのニーズにあった講座を継続して開催していきます。
		3.PTAとの連携	学校教育課	共通課題(小・中学生のスマホ等適正な利用など)について、情報交換を活発に行い、協働して課題解決に取り組む。		配布枚数/枚	23	23	23	23	A	方針と同様	PTA活動に対する保護者の意識低下。	方針と同様
	6. 経済的支援	1.子ども医療費助成制度	子育て支援課	中学校卒業(満15歳)までの子どもに対し、入院・外来ともに健康保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成するなど、負担軽減を図る。	平成26年4月1日より、本市の子ども医療費助成制度の対象が従来の7歳から15歳へと引き上げられたため、引き続き制度の周知を図ります。	助成件数/件	248,717	259,467	259,818	256,681	A	引き続き、制度の周知を図る。	経済的負担の軽減につながっている。	引き続き、制度の周知を図ります。
2.丸亀市ここのとり支援事業		健康課	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けた夫婦に対して治療費の一部を助成し、負担軽減を図る。		助成延件数/件	77	88	118	104	A	男性不妊治療の助成について周知する。	対象者が制度を利用できるよう周知・啓発を行う。	制度の周知・啓発を行い利用促進に努めます。	
	3.ひとり親家庭等医療費助成制度	子育て支援課	ひとり親家庭などにおける母又は父と扶養されている18歳までの子どもに対して健康保険診療にかかる医療費の自己負担部分を助成し、負担軽減を図る。		助成件数/件	49,535	51,733	50,697	51,596	A	引き続き、制度の周知を図る。	経済的負担の軽減につながっている。	引き続き、制度の周知を図ります。	
	4.保育料の軽減	幼保運営課	多子家庭やひとり親家庭、低所得家庭に対して保育料を軽減し、子育て家庭における経済的な負担を緩和する。	経済的支援に関する制度について、更なる周知を図り、利用促進に努めます。	新制度開始に伴い、2号・3号認定児に係る本市の保育料を定める際、低所得階層にあつては保育料の引下げを行った。また、多子世帯等への軽減は、次のとおり。 ・同一世帯から保育所等に同時入所している場合、保育所の場合は未就学児から、幼稚園の場合は小学校3年生までにいる子どもから数えて第2子の保育料を半額、第3子以降は無料 ・扶養する子が3人以上いる世帯については、第3子以降の3歳未満児の保育料は免除(県の3子減免) ・市町村民税所得割額が77,101円未満(2・3号認定の場合は48,600円未満)のひとり親世帯の子どもの保育料について、1月あたり1,000円軽減	平成28年度は、次のとおり国・県の多子世帯等に対する軽減策の拡充に伴い、さらなる軽減を行う例規改正を行った。引き続き、国や県の制度に合わせて、負担額の軽減を推進していく。 【国制度】年収360万円程度未満の世帯について、子どもの数を数える際に年齢上限を撤廃するとともに、ひとり親等世帯については、1人目の保育料をH27年度の半額、2人目以降を無料とした。 【県制度】保育所と子ども園に通う3歳未満児のみであった対象者を、幼稚園や小規模保育事業所に拡大したほか、3歳以上児も対象とし、同一世帯内において、上から第3子以降となる子どもに係る保育料を、3歳未満児にあつては無料、3歳以上児にあつては所得額に応じ、無料又は国制度の額の半額とした。	平成29年度は、国の保育料に係る段階的無償化にあわせ、保育料を軽減した。 【1号】 ① 国の見直しと同様、B2階層(ひとり親世帯以外の世帯)における第2子の保育料を無償化 ② B2(ひとり親世帯以外の世帯)及びC2(ひとり親世帯)について、一番安いC1(ひとり親)世帯と同額(2,500円)に軽減した。 【2,3号】 ① 国の見直しと同様、B階層(ひとり親世帯以外の世帯)における第2子の保育料を無償化 ② 国の見直し案と同様、C1、C2、D1、D2階層のひとり親世帯について、第1子の保育料をB階層(ひとり親世帯以外の世帯)と同額(保育時間・年齢により3,900円から5,000円)に軽減	平成30年度は、国の保育料に係る段階的無償化については、年収約360万円未満相当世帯における第1子の保育料を4,000円軽減して10,100円としたが、市が定める保育料は、既に国基準の保育料を下回っている(7,000円)。来年度は、10月から国の幼児教育無償化が実施される予定であるので、情報を収集していきたい。	国の幼児教育無償化の完全実施を行うが、保育の質の確保と待機児童の更なる増加が懸念されることから、その対策を行う必要がある。	3歳未満児については市民税非課税世帯のみが対象であり、また1号及び2号にかかる給食費は実費徴収とされたため、今後の国におけるさらなる無償化の動きを注視していきます。				
7. 家庭への配慮が必要な	1.ひとり親家庭自立支援	子育て支援課	ひとり親家庭などについて自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行う。	ひとり親家庭などについては、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。	延相談件数/件	778 (母子748) (父子30)	669 (母子649) (父子20)	987 (母子956) (父子31)	936 (母子912) (父子24)	A	方針と同様	特になし。	方針と同様	
	4.多言語による情報提供	子育て支援課	市民向け文書において多言語で対応する必要がある場合に、英語をはじめとする多言語文書を作成する。	外国籍の子どもや保護者が、子育てに関するさまざまな情報を入手しやすいよう、多言語による情報提供に努めます。	医療制度に関しては、英語・中国語・スペイン語の説明文書を整備。	継続	継続	継続	継続	B	方針と同様	窓口対応については、国際交流センターの通訳が必要。	方針と同様	
Ⅲ：地域の良さを活かした連携を推進します	1. 安心安全なまちづくり	1.交通安全施設の整備	建設課	交差点での事故防止のためにカーブミラーを設置したり、道路の高低差がある危険箇所にて転落防止柵を設けるなど、安全な道路環境の整備を行う。	道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、転落防護柵、視線誘導標などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、地域の人々や道路管理者の主体的な参加のもと点検を行い、随時改善していきます。	カーブミラー新設数/基	31	26	23	44	A	道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、転落防護柵、視線誘導標などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、地域の人々や道路管理者の主体的な参加のもと点検を行い、随時改善していきます。	道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、転落防護柵、視線誘導標などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、地域の人々や道路管理者の主体的な参加のもと点検を行い、随時改善していきます。	
		2.交通安全指導・啓発	環境安全課	教育・保育施設において、交通ルールを遵守する大切さや、交通安全に必要な知識の習得を目的に、交通安全キャンペーンや交通安全教室を実施し、交通安全意識の普及・浸透を図る。	幼稚園・保育所・認定子ども園や小・中学校において交通安全教室や防犯教室を実施し、子ども自らが交通事故や犯罪などから自分の身を守る力を養えるよう、意識の向上を図ります。	交通安全教室開催数/回	119	118	109	131	A	方針と同様	特になし。	現状を継続します。
		3.通学路のカラー化	建設課	狭い市道において歩行空間が明確になるよう通学路をカラー化し、安全対策を具現化する。	道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、転落防護柵、視線誘導標などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、地域の人々や道路管理者の主体的な参加のもと点検を行い、随時改善していきます。	市内の小学校で実施している「通学路のカラー化」については、平成26年度から平成28年度の3か年で計画的に実施をしている。なお、平成27年度には、城辰小学校他3校区で実施した。	市内の小学校で実施している「通学路のカラー化」については、平成26年度から平成28年度の3か年で計画的に実施をしている。なお、平成28年度には、飯山北小学校他4校区で実施した。	通学路のカラー化を行った箇所 の点検を行ったが、塗り直しが必要な箇所はなかった。	通学路のカラー化を行った箇所 の点検を行ったが、塗り直しが必要な箇所はなかった。	通学路のカラー化については、平成28年度で完了した。今後は、カラー化を行った箇所でも色が薄くなっている箇所の塗り直しを行います。	A	地域の人々との協力が必要である。	カラー化については、事業は終了しているが、児童の増減による通学路の変更、カラー化を行った箇所でも色が薄くなっている箇所の塗り直しなどを行います。	
	4.不審者情報の提供	環境安全課	Fネット通信の丸亀市ホームページへ掲載		配信件数/件	51	50	13	19	A	配信により情報共有。	特になし。	現状を継続します。	
		少年育成センター	FAXおよびメール配信で不審者情報を提供するとともに、注意を呼びかける。		配信件数/件	32	38	45	49	A	FAXおよびメール配信で不審者情報を提供するとともに、発生場所を青パトで巡回する。	FAXおよびメール配信、市ホームページで不審者情報を提供するとともに、発生場所を青パトで巡回する。	不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や関係機関の協力を得て、「子どもSOS」の設置や自主防犯パトロール活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪などから子どもを守る取組みを推進します。	
	5.防犯パトロール	環境安全課	地域ぐるみで地域安全活動(自主防犯パトロール隊)が行われるよう支援する。	不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や団体の協力を得て、「子どもSOS」の設置や自主防犯パトロール活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪などから子どもを守る取組みを推進します。	団体数/団体	16	22	22	22	A	方針と同様	特になし。	現状を継続します。	
	6.防犯意識啓発	環境安全課	市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現のために地域安全活動を推進し、防犯安全意識の高揚を図る。		防犯協会、警察と連携し、機会を捉え防犯教室やキャンペーンの開催や、各種チラシやリーフレットを配布し、防犯意識啓発を行った。	防犯協会、警察と連携し、防犯意識啓発を行った。 防犯教室は延べ99回開催した。	防犯協会、警察と連携し、防犯意識啓発を行った。 防犯教室は延べ125回開催した。	防犯協会、警察と連携し、防犯意識啓発を行った。 防犯教室は延べ116回開催した。	防犯協会、警察と連携し、防犯意識啓発を行った。 防犯教室は延べ116回開催した。	A	方針と同様	特になし。	現状を継続します。	
7.緊急避難場所「子どもSOS」の設置・点検	少年育成センター	子どもを不審者などによる犯罪から守るために、緊急避難場所となる「子どもSOS」を設置する。設置後の年数経過により、プレートが傷んだり設置箇所の状況が変わってきているので、設置箇所の点検を実施していく。		設置件数/件	1750 (累計)	6 (新設)	3 (新設)	6 (新設)	A	前年度に引き続き、設置の要望があれば設置の依頼をしていくとともに、破損している設置プレートの交換をしていく。	設置の要望があれば設置の依頼をしていくとともに、破損している設置プレートの交換をしていく。	不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や関係機関の協力を得て、「子どもSOS」の設置や自主防犯パトロール活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪などから子どもを守る取組みを推進します。		

基本目標	基本施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績				⑤進捗状況評価	⑥H30年度の目標	⑦実施に当たっての課題	⑧今後の方針(第二期計画)
						項目	27年度	28年度	29年度				
Ⅲ：地域の良さを活かした連携を推進します	く2り・子育てでバリアフリーのまちづくり	1.歩道等のバリアフリー化の推進	建設課	妊産婦や子どもをはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関などにおけるスロープの設置や段差の解消などのバリアフリー化、また、危険防止のための手すりの設置などに努めます。		JR丸亀駅周辺の歩道については、整備計画に基づき概ねバリアフリー化されている。また、道路改良時などには、バリアフリーを考慮した歩道設計としている。	JR丸亀駅周辺の歩道については、整備計画に基づき概ねバリアフリー化されている。また、道路改良時などには、バリアフリーを考慮した歩道設計としている。	JR丸亀駅周辺の歩道については、整備計画に基づき概ねバリアフリー化されている。また、道路改良時などには、バリアフリーを考慮した歩道設計としている。	JR丸亀駅周辺の歩道については、整備計画に基づき概ねバリアフリー化されている。また、道路改良時などには、バリアフリーを考慮した歩道設計としている。	A	道路改良時には、バリアフリーを考慮した歩道設計を行います。	既存道路の幅幅など、追加で用地の取得が必要な箇所については、周辺地権者の理解や多額の費用が必要となる。	交通弱者である歩行者などが利用する歩道の整備には、引き続き、バリアフリー化を考慮に入れた計画、施工を行います。
		2.公共施設における授乳室等の整備促進	公共施設管理課(財務課)	子ども連れの親子が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替えスペース、子どもトイレなど、本庁舎における施設整備を促進する。	設置か所数/か所	おむつ替えスペース2 授乳室1	おむつ替えスペース2 授乳室1	おむつ替えスペース2 授乳室1	おむつ替えスペース2 授乳室1	C	おむつ替えスペース及び授乳室の維持管理に努める	現庁舎において、新たなスペースの確保が困難である。	子ども連れの親子が安心して外出できるよう、授乳室やおむつ替え可能な多目的トイレなど、新庁舎における施設整備を図ります。 (新庁舎:おむつ替えスペース5・授乳室2)
		3.マタニティマークの活用	健康課	母子健康手帳発行時に妊婦に対する周囲の人の配慮を喚起するために、マタニティマークを啓発する。	妊産婦や子ども連れの親子の外出を温かく見守り、必要なときには手助けするような地域づくりを進めます。	配布数/枚	955	903	917	818	A	マタニティマークの普及・啓発を行う。	妊産届け時のマタニティマーク配布時に、マタニティマークの着用について勧奨する。
	3・仕事と子育てが両立できるまちづくり	1.男女共同参画の推進	人権課	男性も女性も子育てをしながら働くことができる社会を実現するために、男性の育児参画を啓発する講演会の開催や、男女共同参画情報誌の発行、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発などを行う。	男女が共に仕事と家庭のバランスがとれた生活を送れるよう、市民、企業、関係団体、行政が協働し、「ワーク・ライフ・バランス」の取組みを進めます。家事・育児の負担が女性に偏らないよう、家庭責任を男女が共同で担うという意識の啓発に努めるとともに、男性が育児の知識や技術を身につけることができる機会を提供し、男性の子育てへの参画を促進します。	男性従業員の育児休業取得率/3.2% 「第3次男女共同参画プランまるがめ」策定に向けた市民フォーラムにおいて、ワーク・ライフ・バランス推進の必要性を考慮する講演を実施(11月28日、参加者82人)	・丸亀市男女共同参画に関する企業アンケートは令和2年度に実施する予定。 ・ワーク・ライフ・バランス推進コンサルタント派遣企業による事例発表の実施(2月17日、参加者166人) ・男性の育児休業取得促進奨励金制度活用事業所HP紹介(3社) ・子育て世代の男性料理教室開催(5回、167人参加)	・丸亀市男女共同参画に関する企業アンケートは令和2年度に実施する予定。 ・ワーク・ライフ・バランス推進コンサルタント派遣企業による事例発表の実施(2月17日、参加者166人) ・男性の育児休業取得促進奨励金制度活用事業所HP紹介(3社) ・子育て世代の男性料理教室開催(5回、167人参加)	・丸亀市男女共同参画に関する企業アンケートは令和2年度に実施する予定。 ・男性の育児休業取得促進奨励金制度活用事業所HP紹介(4社) ※内2社は、ワーク・ライフ・バランス推進コンサルタント派遣先企業による申請(企業内では初取得事例となった) ・子どもと作る!男性料理教室開催(5回、147人参加)※内1回キッズウィークに実施	A	・ワーク・ライフ・バランス推進コンサルタント派遣企業による事例発表の実施(年度末) ・業界団体等へのイクボス研修 ・子育て世代の男性料理教室開催	企業訪問等を通じ現場の「働き方改革の流れ」に対する意識は高く、理解を示している実態はあるが、具体的に何かをしようとなると「業務繁忙」「経営優先」「リアルファのメリットがない」と取り組むのは難しいなどを理由に実践・実行に移せていない企業が多数。取組みメリットをもう少し理解してもらう工夫が必要。	男女が共に仕事と家庭のバランスがとれた生活を送れるよう、市民、企業、関係団体、行政が協働し、「ワーク・ライフ・バランス」の取組みを進めます。家事・育児の負担が女性に偏らないよう、家庭責任を男女が共同で担うという意識の啓発に努めるとともに、男性が育児の知識や技術を身につけることができる機会を提供し、男性の子育てへの参画を促進します。
		2.労働時間短縮やフレックスタイム制の奨励	産業振興課(産業観光課)	国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信する。		従来どおり、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	例年に引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	例年に引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	例年に引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	A	引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報発信に努める。	特になし。	引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報発信に努めます。
		3.勤労者の福利厚生と企業への啓発	産業振興課(産業観光課)	福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努める。	仕事と子育ての両立を支援するために、さまざまな媒体を活用した各種両立支援制度などの情報提供や、事業者に対して、安心して子育てをしながら働くことのできる職場環境の整備について啓発を行います。	従来どおり、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。	例年に引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。	例年に引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。	例年に引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努めた。	A	引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努める。また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努める。また、今年度から始めたキッズウィークの取組みについても、子どもの休みに合わせた休暇取得の推進に努める。	引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努める。また、今年度から始めたキッズウィークの取組みについても、子どもの休みに合わせた休暇取得の推進に努める必要がある。	引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努める。また、平成30年度から始めたキッズウィークの取組みについても、子どもの休みに合わせた休暇取得の推進に努めます。
	4・人材育成・支援	1.子育てボランティアの育成・支援	子育て支援課	地域子育て支援拠点などにおいて、子育てボランティアを養成するための研修などの支援を行う。		子育て支援員研修等、地域子育て支援拠点事業に対し、案内、多数が受講し、資質の向上に努めた。	各団体において、子育て支援員研修や外部研修等に積極的に参加するなど、スタッフの資質向上に努めた。また、子育てフェスタや児童館行事、地域子育て支援拠点事業実施団体が開催しているイベント等でボランティアが活躍できる場を提供した。	各団体において、子育て支援員研修や外部研修等に積極的に参加するなど、スタッフの資質向上に努めた。また、子育てフェスタや児童館行事、地域子育て支援拠点事業実施団体が開催しているイベント等でボランティアが活躍できる場を提供した。	各団体において、子育て支援員研修や外部研修等に積極的に参加するなど、スタッフの資質向上に努めた。また、子育てフェスタや児童館行事、地域子育て支援拠点事業実施団体が開催しているイベント等でボランティアが活躍できる場を提供した。	A	方針と同様	特になし。	方針と同様
			幼保運営課	地域子育て支援拠点施設や児童館などにおいて、子育てボランティアを育成するため、地域が子育てに対する意識をもち、主体的な活動ができるよう、積極的かつ効果的な研修を支援します。また、ボランティア団体が実際に活動できる機会や場を提供するとともに、ボランティア団体の活動を支援します。	ボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	B	子育てボランティアの育成のための具体的な取組方法について、さらなる検討が必要である。	子育てボランティアの育成のための具体的な取組方法について、さらなる検討が必要である。	ボランティア団体が実際に活動できる機会や場を提供するとともに、ボランティア団体の活動を支援します。	
		2.地区組織・人材育成の仕組みづくり	健康課	地域の健康づくりを推進する母子愛育班をはじめ、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て家庭を支える地域づくりを支援する。		愛育班、母子保健推進員を中心に地域の中で訪問、声かけ等を実施。	研修会を開催し、知識の向上を図った。	定期的に役員会や研修会を開催し、組織の育成や資質の向上に努めた。	健康増進計画の取組みや重点目標から研修内容を検討し、研修会を開催した。	A	研修会の開催、各組織と意見交換や情報提供等を行い、地域で主体的に活動できるよう支援する。	愛育班、母子保健推進員等の地区組織において研修会を開催し、地域で子育てすることについて、地域確保を図る。	愛育班員や母子保健推進員が活動とその重要性を周知し、地域ぐるみで主体的に活動できるよう支援します。
			子育て支援課			未実施	未実施	未実施	未実施	D	方針と同様	次期計画に向けて見直しの必要があります。	次期計画に向けて見直しの必要があります。
市民活動推進課			実施回数/回(参加者数/人)	2(172)	2(467)	1(113)	1(117)	A	地域で子育てを支援できる仕組みづくりができるようセミナー等を開催して、地域におけるコーディネーターを養成する。	コーディネーターの活躍の場を設けること。	今後も学校やPTAと連携しながら、課題に対応した内容で継続してセミナー等を開催します。		
3.子どもの体験活動等に関する団体等への支援	市民活動推進課	子どもに体験活動の場を提供するボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会育成連絡協議会などへ支援を行う。	地域ぐるみで子育てを支援するため、地区組織、子育て支援団体、NPO法人などの団体活動を支援します。	団体数/団体	少年団体 5 子ども会 76	少年団体 5 子ども会 76	少年団体 6 子ども会 76	少年団体 6 子ども会 71	A	少年団体の活動の中に、スポーツ少年団の加入を促し組織を充実させる。	活動内容が異なる団体間の課題の調整。	指導者・育成者のスキルアップを図るための研修を開催します。	